**なのはなフットボールクラブ部則**

**第１章　総　則**

（１条）本クラブは、なのはなフットボールクラブ（略称NFC）と称し、事務局を事務局長宅におく。

（２条）本クラブは、次の条項を目的とする。

1. サッカーの練習を通して、児童が健康な生活を営む基盤となる体力の向上を図る。
2. サッカーの技術を習得していく中で、サッカーに対する興味・関心を高め、同時に、礼儀・忍耐・努力・協力・公正等のスポーツマン精神を養う。
3. 練習・試合等の共同生活を通して、児童相互の友情・信頼・親睦を深め、また、対外試合に積極的に参加し、他チームと交流することにより社会性を育てていく。

**第2章　部員構成**

（３条）本クラブは、練習に参加できる範囲の地域の児童を対象に、任意参加をもって構成される。  
他のクラブとの二重入部は認めない。但し、指導者が活動可能と認めたときは、この限りではない。

（４条）クラブ員の募集は、原則として、４・９月におこなう。但し、監督の権限により、中途入部を認めることがある。

（５条）本クラブへの入部は、本クラブの趣旨に賛同した保護者が、所定の誓約書及び申込書に署名押印することによって認められる。但し、誓約書及び申込書の効力は毎年３月末日とし、毎年更新する。  
入部と同時に保護者は後援会の会員となる。

（６条）本クラブからの退部は、本人または保護者の退部届が提出されたとき。本部則に違反、または部員・構成員として適当でないと認められた事由により総会にて退部決議があったときとする。退部届は本人または保護者の署名押印、退部理由、退部年月日を記入するが、形式は自由である。

（７条－１）病気・用事等で練習・試合に参加できないときは、指導者に事前に連絡しなければならない。但し、緊急の場合は事後でもよい。

（７条－２）練習試合・サッカー大会等遠征試合への参加は、原則として、その児童の父兄が引率して現地に集合するものとする。但し、やむをえない場合は他の父兄に引率を依頼することを認める。

**第3章　組　織**

（８条）本クラブの組織は、次の役員によって構成される。

　　　　会長１名　副会長１名　事務局長1名　会計監査２名　総務・渉外は各学年より１名以上

会計、広報・書記各若干名　監督１名　指導部若干名。

（９条）本クラブの役員は、役員会または総会で推薦され、総会の承認によって選出される。

任期は１年とするが、再選は妨げない。

（10条）会長は、本クラブを代表し、クラブが円滑に活動できるよう指導・助言をするとともに、総会を招集し、親睦会・反省会等の呼びかけをおこなう。

（11条）副会長は、会長の職務を補佐し、必要な時は会長の職務を代行する。

（12条）事務局長は、クラブ運営についての権限を委嘱され、日常のクラブ活動についての最終決定を下す。

（13条）総務・渉外は、クラブの児童に対する指導に関係する以外の職務を遂行する。

　　　　具体的には、次のことを指導部と連絡を密にしておこなう。

1. 試合の引率・廃車、各会合の準備等の後援会への依頼
2. 総会、役員会、親睦会、合宿等の計画・運営
3. ボール・ユニホーム等、活動に必要な用具の購入
4. 傷害保険への加入義務、事故の際の保険の手続き
5. その他、指導部が児童の指導に専念できるような場作りの仕事、指導に関する問題、保護者からの意見・抗議等の処理

（14条）会計は、部費の徴収等、本クラブのすべての会計を処理する。会計報告は、総会に提出する。

（15条）広報・書記は、総会・役員会等の審議内容を記録し、後援会および必要な人に報告する。また、総会・  
役員会・親睦会・試合・練習等についても、たより等で知らせる。

（16条）会計監査は、会計を監査し、総会等に報告する。

（17条）監督は、本クラブの指導者の長として、児童の指導を一任される。具体的には、練習・試合の日時・日程・方法等をコーチと共に計画し、決定を下す。

（18条）コーチは、監督・他コーチとの協議の上、担当学年の指導にあたる。

**第４章　会　計**

（19条）本クラブの経費は、部費、補助金および自発的な寄付等をもってあてる。

（20条－１）部費は、月額１,５００円とし、保険料および登録にかかる費用は別途徴収する。

（20条－２）ケガ、疾病などの特別な理由により休部する機関が１カ月以上に及ぶ場合、事前に会長に申し出ることにより休部期間の部費については免除とする。

（21条）部費の徴収は隔月とし、2カ月分ずつ徴収する。

（22条）部費の充当目的は、活動に必要な用具の購入、対外活動費、部員反省会費、コーチ謝礼金、その他クラブの運営費等とする。

（23条）本クラブの会計年度は４月１日より３月31日までとする。

**第５章　会　議**

（24条）本クラブの会議は、総会および役員会とする。

（25条－１）総会は、役員および後援会会員によって構成され、年度計画、会計、役員選出等についての審議・承認、その他重要事項に関する審議・承認をおこなう。

（25条－２）総会は会員の過半数の出席により成立し、総会にかける議事は出席者の過半数の賛同をもって議決されるものとする。

（26条）総会は、原則として３月に開く。但し、会長が必要と認めたときはこの限りではない。

（27条）役員会は、本クラブの役員によって構成される。クラブの運営や問題について、各役員の要請があったとき、または事務局長が役員全体での審議が必要と認めたとき、事務局長が会長の証人を得て招集する。

**第6章　後援会**

（28条）本クラブの後援会は、部員の保護者によって構成される。本クラブの出身者およびその保護者の後援会への加入・残留は歓迎し、希望者を後援会員とする。

（29条）後援会は、本クラブの活動が円滑にいくように援助する。具体的には、事務局の要請に基づき、練習の補助、試合の引率・配車、反省会・親睦会の世話役等をおこなう。

（30条）後援会の役員は、会長１名、各学年より若干名、出身者およびその保護者の代表とし、各後援会員に対する連絡事務、会員の掌握を受け持つ。

（31条）後援会の役員の任期は１年とするが、再選は妨げない。

**第7章　傷　害**

（32条）本クラブの活動に参加中、傷害等が発生した場合は、スポーツ傷害保険をもって、この補償を得る。

（33条）本クラブの活動に参加中、不測の事故や受傷をした場合には、指導者および役員会ならびクラブに対し、責任を追及しないこととする。

**第８章　改　正**

（34条）本規約は、改正案が役員会で審議・可決された後、会長の権限で総会に提出され、総会において出席者の過半数の賛同を得たとき、改正される。

　　附　則

　　　この部則は平成22年3月８日より施行する

　　　この部則は平成31年3月３日に2章6条に本部則に違反、または部員・構成員として適当でない場合の退部決議内容の文言を加え一部改訂する

　　　この部則は令和6年4月1日より1章1条のチーム名を「西小中台フットボールクラブ」より「なのはなフットボールクラブ」への変更を施行する